

第三十四回
參議院社會勞働委員會會議錄第三十號

昭和三十五年五月九日(月曜日)午前十一時五十六分開会

委員の異動

122

委員長 加藤武徳君
理事

3

國務大臣	厚生大臣	渡邊良太郎
政府委員	厚生政務次官	内藤隆君
厚生省藥務局長	厚生省引揚援護局長	高田浩庭君
農林省大學課長	春山順之輔君	河野鎮雄君
植物防疫課長	石倉秀次君	甲吉君
文部省大學學 術局大學課長	增本	
農林省振興局	甲吉君	
說明員	當任委員 會專門員	

○引揚者給付金支給法の一部を改正する法律案の提出に関する件
○薬事法案（内閣提出）
○薬剤師法案（内閣提出）

○委員長（加藤武徳君） ただいまから
委員会を開きます。

この際、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案の提出についてお詫びいたします。委員長の手元に、ただいま配付いたしましたような草案が提出されております。これを議題といたします。提出者代表から、草案の趣旨説明を求めます。

○高野一夫君 ただいま問題となりました引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案につきまして、これを提案いたした理由を説明申し上げたいと思います。

引揚者及びその遺族に関する給付金の支給につきましては、昭和三十二年正月に引揚者給付金等支給法が制定され、ほぼ三年間を経過いたしまして、この大部分が手続を終了いたしましたことは、すでに御承知の通りでございまして、しかし、引揚者給付金及び遺族扶助金を受ける権利は、三年間行なわぬないときは、時効によつてその権利は消滅するよう規定されてありますので、昭和三十二年にこの法律が制定されましたときに権利を有していた人々が、給付金を請求するための資本の収集、その他の理由により、三年間行使できる最後の日となるわけでもあります。本年の五月十六日がその権利消滅する

に請求することが無理な事情もあるとうに考えられます。従いまして、この際、時効消滅の期間を一年延長いたしまして、できる限り、引揚者またはその遺族の給付金の請求に無理のないとうにいたしまして、その生活の再建に資したいと存じます。

これがこの法律案の草案について、御相談を申し上げる次第でござります。

○委員長(加藤式徳君) ただいま説明のございました草案に対し、御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

なお、政府からは、渡邊厚生大臣及び河野引揚援護局長が出席をいたしております。

○坂本昭君 この際、政府にお伺いをおきたいと思いますが、引揚者のみ付金等の支給につきまして、この三年間にその大部分が手続を終了されたということですが、その大部分といふはどの程度か、そろして、あと残つてあると想像される数はどの程度か、御説明いただきたい。

○政府委員(河野鉄雄君) 先般の本委員会において御質疑がございましたをにお答えをいたしましたが、そのとおりお答えいたしましたのは、昨年末の認定数が二百七十三万九千人というふにお答えを申し上げたと思いますが、その後一月、二月、おのおの約二万五千人ずつ認定が済んでおります。引

り続き認定を急いでおる次第でござりますが、今後との程度出てくるかといふことにつきましては、まだ的確に把

まくさくの御説明によれば、申請件数は年々増加の一途を辿り、昭和二十一年度は前年比で約二割増となりました。この傾向は、主に「年齢制限の緩和」と「申請手続の簡便化」によるものと見受けられます。また、地域別では、東京圏が最も高い件数を示し、次いで関西圧迫、北陸圏、中国圏、四国圏と順位を占めています。

Digitized by srujanika@gmail.com

料をお出しいただきたいというふうな方針で進んで参つておつたわけあります。しかし、実際考えてみますと、古いことでもござりまするし、終戦の混乱等によりまして、なかなか資料が得にくいというようなことも考えられますので、その辺必ずしも内確に何ヵ月おつたとか、あるいは何年おつたといふらくなあがございませんでも、要するに六ヵ月以上外國におつたといふことが、いろんな資料から間接的に立証が得られるということであれば、法律の要件を満たしているものとして処理するように、逐次事務の取り組みを改善して参つておるわけあります。ただいまのところでは、そういう趣旨がまだ十分末端まで徹底しないことがありますれば、そう現在においては申請に非常に困難を来たすといふケン問題があると思いますが、大数観察をいたしました。

○坂本昭君 そしたら、あとこの問題について問題点として残るのは、たとえば地域の問題とか、これはあと、今回かりに一年延長したとして、そういう問題の解決の見通しがあるかどうか、あるいはその今の六ヵ月の証明の件ですね、そうした場合にあと一年延ばすことで片がつきそらかどうか、その点の見通しはどうですか。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの質問に対しましては、草案の起草者の高野委員から答弁があるようでありますから。

○高野一夫君 この引揚者給付金等支

給法を制定いたしました昭和三十二年五月の当委員会におきまして附帯決議がなされておるわけです。これは実は古いことでもござりまするし、終戦の混乱等によりまして、なかなか資料が得にくいといふらくなあがございませんでも、要するに六ヵ月以上外國におつたといふことが、いろんな資料から間接的に立証が得られるということであれば、法律の要件を満たしているものとして処理するように、逐次事務の取り組みを改善して参つておるわけあります。ただいまのところでは、そういう趣旨がまだ十分末端まで徹底しないことがありますれば、そう現在においては申請に非常に困難を来たすといふケン問題があると思いますが、大数観察をいたしました。

○坂本昭君 そしたら、あとこの問題について問題点として残るのは、たとえば地域の問題とか、これはあと、今回かりに一年延長したとして、そういう問題の解決の見通しがあるかどうか、あるいはその今の六ヵ月の証明の件ですね、そうした場合にあと一年延ばすことで片がつきそらかどうか、その点の見通しはどうですか。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの質問に対しましては、草案の起草者の高野委員から答弁があるようでありますから。

○高野一夫君 この引揚者給付金等支

つけ加えて御了解願つておきたいと思います。

減するものでありますけれども、やはり消滅するまでの間はもう少し熱意を持つて、資料の整備であるとかいろいろなものはやはりしてあげなきやいか

○藤田藤太郎君 関連。この問題はそういう事情でありますから、私たちも趣旨は賛成です。ただ厚生省の援護局に私は申し上げておきたいのですが、この附帯決議では、終戦以前に引き揚げてきた者であつても、その実情が終戦後に引き揚げてきた者と同じような類似の状態にあるならば、それは本法を適用せしめるべきじゃないか、その点について政府は考究せらるべきである、こういう附帯決議をいたしております。つきましては、特にこの附帯決議で取り上げましたのは、昭和十九年の四月に閣議決定で南洋の委任統治領から強制的に六万人の婦女子を引き揚げさせて、約半数足らずがようやく内地にたどりついたというような事情が明の点について具体的にはいろいろな問題があると思いますが、大数観察をいたしましたれば、そう現在においては申請に非常に困難を来たすといふケン問題があると思いますが、大数観察をいたしました。

○坂本昭君 そしたら、あとこの問題について問題点として残るのは、たとえば地域の問題とか、これはあと、今回かりに一年延長したとして、そういう問題の解決の見通しがあるかどうか、あるいはその今の六ヵ月の証明の件ですね、そうした場合にあと一年延ばすことで片がつきそらかどうか、その点の見通しはどうですか。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの質問に対しましては、草案の起草者の高野委員から答弁があるようでありますから。

○高野一夫君 この引揚者給付金等支

つけ加えて御了解願つておきたいと思

減するものでありますけれども、やはり消滅するまでの間はもう少し熱意を持つて、資料の整備であるとかいろいろなものはやはりしてあげなきやいか

います。

○藤田藤太郎君 ちょっとと……。そ

う御意見があつたら私は一言言わな

けられながらぬようになつてくる。たと

えば、援護局に行けば、資料は市谷に

ありますと、市谷へ行けば、あの人に

聞いたらわかるだろう、この人に聞い

たらわかるだろう、といふような仕方

です。そういうことで努力をしてい

ると、今——それは努力をしておられ

るに違いないでしょうけれども、もつ

と、この現地にこうあつたら、そのと

ころの関係資料はここにあるから、こ

れを調べてみましょうといふくらい

に、せめてそういう系統的なぐらいい

資料の整備をして、ないのはこれはし

ようがない、戦争中だつたんだから。

しかし、それぐらいのこととしてもら

わない、そういう関係ならあの人に

聞けばわかるとか、この人に聞けばわ

かるとか、いろいろなことを言つてみ

たってどうにもならないです。だから、そ

の関係の資料はここにある、その関係

の資料はここにあるといふくらいの整

備をやはりきちっとして系統的にやら

ないと、こんな調査なんてできるもの

じゃないですよ。私はそれを言つてみ

る。だから、それでないのはしょよう

がないけれども、そういうやはり系統

的に、このクラスのものはこの倉庫に

あって、この列にあってこうだといふ

ぐらいのことはやはり統一しておいて

もらわなきや、地方から行つたつてそ

れはもうほんとに困つているといふ氣

がしたから私はそう言つてゐるのです

から、そういう面も一つあわせてお願

いしておきたいと思うのです。

○政府委員(河野鐵雄君) 御趣旨ど

うな人は非常に氣の毒だと私は思ひう

る。そういう点は私は特に強い希望

をもつともと存じます。ただ私ども、資料

の整備について熱意がないといふふう

ををしておきたいと思います。

○政府委員(河野鐵雄君) 御趣旨ど

うな人は非常に氣の毒だと私は思ひう

る。そういう点は私は特に強い希望

活用をして社会公共の役に立つていい、そういうことから考えまして、いわゆる薬科大学の卒業生と、これらに正しくマッチしているかどうかということを判定することは、非常にこれはむずかしい問題だと思いますけれども、単に常識的にいつて、薬剤師の調剤その他の関係からして、今御指摘のありましたように、その辺の実際の需要とかけ離れて、関係なしに卒業生が出て参るということについては、これは相当やはり国としては慎重に考えなければならぬ問題だと思うのでございまして。さて加えて、これはちょっと御質問の趣旨とは多少余談になりますけれども、薬剤師の国家試験の状況を見て参りますというと、大部分の学校といふものはかなり不合格率を示しておりますけれども、中にはかなり合格率の低いところもないわけではございませんで、その辺についての、これは大学の教育といいますか、その辺についてさらにつつ奮発をしてもらわなければならぬ点もあるかと思います。それらのいわゆる内容というか、内容の充実の問題と量の問題とは、今後私ども十分一つ、今度できました医療制度調査会というようなものにおきまして調査をしまして、文部省とも連絡協調をして遺憾なきを期して参りたい、こういうような心つもりでおる次第でございました。訂正させていただきま

す。

○坂本昭君 今度の薬務局長の御答弁だけはその中で重大な任務を帯びると、うことは、今度の薬剤師の任務の中のとくかくそりであつたのだけれども、特に国民皆保険を控えてる今日、薬剤師がその中で重大な任務を帯びるといふことは、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。非常明確な任務を帯びさせられている。

第一条にはつきりと「公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」非常に明確な任務を帯びさせられている。

○國務大臣(渡邊良夫君) 御指摘の通りでございまして、国民皆保険下におけるべきところの保健行政といふものにつきますと、この保険行政といふものには、非常にわれわれがこれを要望しなければいけない、かのように考えて、その明確な任務を帯びたところの特殊な技術者を厚生行政の中で明確な目的に使わなければならぬ、それが一体どうなるのか、それはつきりしたプランもできていないということは、厚生行政がはつきりしてなければ、これに必要なところの技術者を教育する文部省の方針だつて私は生まれてこないと思う。当然厚生省がこの点についても、一休この数を国民皆保険の中ですればならないと思う。厚生大臣、一つかの点はつきりと、この薬剤師に重大な任務を今度帯びさせるのだけれども、一体この数を国民皆保険の中ですればならないと思ふ。厚生大臣、一つかの点はつきりと、この薬剤師に重大的には、私ども今までに失礼でござりますけれども、おぞまきではありませんけれども、医療制度調査会等の法においてこれをやるか。しかし、具体的には、私ども今までに失礼でござりますけれども、おぞまきではありませんけれども、医療制度調査会等の答申等も得ますとともに、われわれが行政面におきまして十分これを留意いたしまして、文部省当局とも話し合ひをいたしまして、総合的な調整をとりながらこの質的な向上をはかっていきたい、かように考えております。

○坂本昭君 厚生大臣、実はこの先般の説明でも、いわゆる無薬局地区の数がどうもところどころによつて食い違つてゐるのですが、この間薬務局長にお尋ねしますが、当然薬剤師についても今度はそりしたプランができるいなければならぬ。それが薬剤師のいろいろな私的な事情とか、社会の事情だとか、何かいろいろなことがあります。もちろん医師、看護婦についても、慎重に検討したいとは言つけれども、そういうことは厚生省が行政の中でも、これはこの際一つ千四百の無薬局町村が、あるいは四千か、どちらか一町村か、あるいは四千か、どちらか一千四百と言つたのだけれども、四千という説明を聞いたこともあります。それで、これはこの際一つ千四百の無薬局町村が幾らで、薬局の方面の需要が大体どのくらいある云々ということを積み上げて計算すればわかるじやないかといふお考えも、あるいはあるかと思いますけれども、それとこれとは、先ほど申しましたように、なかなかいかないが、それは御質問と、私の方は解してお答え申しあげたのでござります。もちろんそれを計算するについては、いわゆる無薬局町村が幾らで、薬局の方面の需要が大体どのくらいある云々ということを積み上げて計算すればわかるじやないかといふお考えも、あるいはあるかと思いますけれども、それとこれとは、先ほど申しましたように、なかなかいかないが、それは御質問と、私の方は解してお答え申しあげたのでござります。もちろんそれを計算するについては、いわゆる無

○説明員(春山順之輔君) 大学の学部、学科を認可いたしますには、文部省いたしましては、大学設置審議会といふ会がございまして、それに諮問して、その審査に合格したものは許可するといふのが一般的な方針でござります。その学部、学科を設置しますにあつては、大学設置基準といふ基準がございまして、その基準に合致いたしましたれば、審査会としますすれば、その基準によつて合否を決定していくわけです。

六

格でもよろしいといふよろな、そういう態度は私ははなはだよくないと思ひます。今後とも両省において十分な連携をとられるよう、文部省の方は大臣並びに局長に十分意を伝えていただきたい。また厚生大臣は、今のように、今後十分連絡をとっていくということありますから、特にお願ひしておきまます。

○高野一夫君 ちよつと関連して。今

生省が薬剤師の任務としていますか、将来の薬剤師のなすべき仕事並びにそれに対する数、これに対する計画がないと、いうことを非常に御不満のようでしたが、私もその点は全く同感、党の立場を超越して同感であります。現在薬剤師がどういう方面に働くおるか

という実勢がさてにわかるわけです。薬局の開設あるいは勤務者——病院、診療所等に勤務する者、教育関係、研究園地、衛生行政園係いろいろあるわけですが、一般的の化学工業……。そうすると、今後年々に出る薬剤師が、薬科大学の卒業生が今後それじや

無薬局の町本が先ほど十四百あるといふ話だが、どの程度日本に薬局の数が必要であるか、そぞするとどの程度薬剤師が十年計画なら十年計画で必要か、衆衆衛生による保健所その他食品衛生、そのほか重要な衆衆衛生をやつておる、その方面で一体どれくらいまで必要か、もう要らないのか。研究所、教育関係みなそれは私は、多少の狂妄はあるても、大よその目安は立ててある

教育関係この程度、衛生行政関係、公
らなわけなければならない。これは医師の
場合も同様であります。そういたしま
すと、薬局方面ではこの程度、それから

衆衛生関係この程度、あるいは化学生業關係この程度、こういろいろうにすれば五年計画なり七年計画なり十年計画で大よその薬剤師の養成を必要とする備審議会といふのがあります。日本医師数あるいは病院、診療所の数が數が見当がつけられるはずです。それで十年くらい前に厚生省に医療機関整備として協議をしたことがある。私も委員として参加したのです。そういうふうにすれば、この業務行政の場合でも大よどの程度必要であるかという点についての見当はつけられる。そうすると、文部省に対しても薬剤師は過多であるとか、まだ足りないのだとかいう意見を述べて、文部省は基準に合えば拒否することはできないという話であるけれども、大よそのとにかく目安といふものは、私は一応つけて文部、厚生両省相協力し合って養成をやつていかなればならぬ、こういうふうに思いました。これは全く私は坂本委員のお考えと同感であります。特に私も自民党の立場からこの点を強く渡邊厚生大臣並びに業務局長にお願いをしておきました。○坂本昭君 今の点はまたあとで、例の薬事監視員のところで触れようと思ひます。特に教育に中心があつたので、文部省の人のおられる間に一応それらを聞いて、あとで触れます。

少しお伺いをしておきたいと思いま
す。
聞くところによりますと、農薬によ
りまして、あるいは中毒あるいは死に
という例が毎年かなり出ておりますよ
うでございます。ことにこの五月ごろ
から農薬による災害がかなり多いよう
に思いますが、農薬に関係いたしまし
て、その取り扱い、取り締まりと申し
ますか、取り締まり法あるいは取り扱
いとかというのは一体どういうような
ふうな方式でおやりになつておるか、
それと同時に将来についてお話を願いた
いと思います。

○説明員(石倉秀次君)　たゞいまの御質問につきまして御返答申し上げます。

御承知のように、戰後にいろいろと難しく合成されました農薬が出ておりまして、最近ではおそらく農薬の種類は化学化合物の成分といつしましては、約三百種類くらいのものがあると存じます。御承知のように農薬が害虫なりあります。御承知のように病原菌を殺すということを目的

としておられますので、その中にいかがわしくあります。この毒性の高いものは御承知のように、毒物及び劇物取締法といふ法律がござりますので、当然その法律の対象になるわけでござります。しかし、現在用いられております農薬のうち、毒物になつておりますもの、それから劇物になつておりますもの、それから劇毒物に入らないものというふうに分けますと、品目の種類といつしましては、劇毒物に入らないものが多いございます。ところが、使用しておられます絶対量から申しますと、

多うございまして、ちょっと統計が古いのでございますが、一昨年三十三年度の使用実績で申しますと、毒物のうち特に毒性が多いものが、こればかりは生産数量及び金額のうちの金額で分類いたしますと、特定毒物になりますものが一九・七%それから劇物が八・三%普通薬が二八・八%というふうな形になつております。問題はこの特定毒物あるいは毒物に入ります農薬の取り扱いが不適切でございますというと、ただいま御指摘のような中毒が起ります。それで、このよくな特定毒物あるいは毒物ないしは劇物に入りますおきましておそれのあります農薬をどうのようになつておられますかが、ところども農林省といたしまして取り扱っているかと申しますと、先ほど申しました毒劇物の取り扱いは厚生省の方の所管になつておりますが、ところども農林省といたしまして昭和二十七年の四月に私どもの方と厚生省の業務局との間におきまして農薬の取り扱いについてございました。この間の事務調整整備のよしなりな取りきめをしております。農薬として販売いたしましては、農業取締法の規定によりまして農林大臣の登録を受けなければならないのでござりますが、新しい農薬が入つて参りましたて、それが毒物及び劇物に相当する毒薬として登録申請をやるわけとぞ思われるものは、輸入またしてそれを製造する際に、先だちまして農薬として登録申請をやるわけとぞ思います。この登録をおろします前に、私の方から厚生省の薬務局長あてに、この農薬の製造をいたそとすると者に

対して見本及び資料を出させて貰って、厚生省の方におきましてこれを国立衛生試験所その他の関係機関で毒物を検討していただくというような形にいたしてございます。その後の取り扱いは、厚生省におきまして毒物あるいは劇物というような指定が行なわれますと、毒物及び劇物取締法にきめられました手続によって管理されるわけでござります。これにつきましては、管理者の資格そのほかがこの毒物及び劇物取締法の中に詳しく規定されてござります。

それからなお、そのようにして規制されます農薬が現実に農家において使われ、その段階において中毒ということが起るわけでござります。この点につきましては、先ほど申しました特定毒物、これがたゞいま化合物の種類といったしましては五種類の殺虫剤があるのでござりますけれども、この使用法について毒物及び劇物取締法の施行規則によりまして非常にこまかい制限をつけておるわけでござります。その概要を申しますといふと、こういふようないな危険な農薬は個人の使用を許さない。御承知かと思ひますけれども、たとえば最近は病害虫の防除といふものがかなり共同的に行なわれております。たとえば町村あるいは農業協同組合といふような段階での共同防除が行なわれますので、そのような共同防除に限つて使用を許す。それから保管にとえばどのような敷布器具を使うとか、どのような服装をするとかいうようなことを指導をしておるわけでござります。先ほど農薬の中毒が毎年出る

ところは御指摘の通りでございま
すが、このように数年前に比較いたし

用に供しておる、こういったような状況でござります。

ますといふと、取り扱いあるいは販売、管理の点につきまして規制を加え

○谷口弥三郎君　ただいまのお話でも、農業の中にはかなり焼を含んでお

において研究をし、それから実地に臨んでやつておる方面の方と一緒に入れるといふことがよくはないかと思いまので、薬品というところにいかぬものでござりますか、その辺をちょっとどちらか、大臣からでもあるいは局長

○説明員(石倉秀次君) 詳しい統計は
ないのですが、まあ十九二十代の、御承印
師はおるのでしようか。薬剤師がおら
ねばならぬといふよろなふうの規定で
ありますか。

る資格者といふのがきめてございま
す。この資格者はどのようにして作つ
ておるかと申しますと、いわゆる薬剤師の免許を持つた
方、あるいは私の方から出ております
のは、そのほかに農業改良普及員、こ

かい制限を加えましたために、農薬全般の使用量は非常に増大しておりますけれども、事故の点につきましてはだ

は自殺までするといふような状況ですが、この農薬の定義を見てみましても、これは農作物あるいは農林産物を害す

からでもお聞きしたいと思ひます。

のよう、農業の流通のルートから申しますと、現在約八〇%が農業協同組合を通りまして農家の手に渡つ

ういうような方が主体になりまして、これは県の段階で、たしか衛生課の方の所管で講習会をいたしました、そし

いふ減少いたしております。長くなつて恐縮でございますが、たとえばこの特定毒物のうちのパラチオンといふものがござりますが、これがまあ前々から一番農薬の中毐としては問題にされております殺虫剤でござりますけれども、これによります中毐が昭和二十八年、九年には千五百から八百台の数が出ております。そのパラチオンの使用量は、最近は二十八年、九年の約倍になつておりますが、事故をいたしましては昨年度は四百八十二といふような形に減ってきております。

る菌、アブラ虫、昆虫、ネズミその他の
こういうようなやつで、医薬部外品に
なりますといふと、「人又は動物の保
健のためにするねずみ、はえ」という
ようなのが出ておりますが、大体似た
ようなもので、いわゆる人畜並びに微
生物というものに対する薬であります
し、また医薬品におきましてもあるい
は菌を殺菌します殺菌剤などが使われ
ておるので、これが特に薬剤師に
よつていろいろと調整され、取り締ま
られておるものですから、案外死^亡者
とかあるいは中毒とかいうようなもの
は割合少ないのです。従つてこれは厚
生省の方に頼むことですが、薬

あ毒性の強いもの、劇性の強いものについても、毒物及び劇物取締法によつて取り締まつておるわけでござります。こういったたぐいのものはひとり農薬のみならず工業用の薬品についても同じような問題があるわけでござります。いわゆる人体に用いることを目的としないものについても毒性、劇性の強いものについては、農薬であろうと工業薬品であろうと、毒物、劇物として取り締まりをしておる。そういうような次第でござりますし、おのずからその面において薬剤師その他の知識、経験のある人がタッチをする格好になつておる次第でござります。同時

ております。それから残りの二〇%が、まあ私たち商社と申しておりますけれども、いわゆる薬局とか肥料屋さんとか、個人の農薬の専門店、そのようなルートを通って農家の手に届いております。この農薬で扱っておりますが、これがまあ総合単協といっておりますけれども、全般的に農業協同組合運動としてのいろいろなことをやっておる単位組合を通してやっておるで、そういうようなルートにおきまして、薬剤師さんがどこにあるかと申しますといううと、一つには御承知のように、農業協同組合から、うなぎを送

て防除と、それから救急の処置の必要な内容を教えた方、そうして教育を受けた方、そうして知事さんから認可をいただいた方だけが立ち会った場合にのみこの薬が使えるというような形であります。

伴う中毒でござります。この死亡者の方は、散布に伴います死亡につきましては二十八年、九年は七十台でございまして、昨年は二十六年に減っております。ただ私たち監視しなければならないのは、こういうような農薬によります自殺があえておりますという点がござりますので、まあ農林省といたしましては、なるべく特定毒物に該当するような農薬は、毒性の低い農薬に置きかえていきたいというふうに考えておりまして、このパラチオンと同しよくな効力を持ちます有機燃製剤ディブレックスと、いう新製剤がござります。

剤師法案を見てみますといふと、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他」云々とあります。が、医薬品と言はずに、こういうようなふうの人畜に害のある、死に者までできるといふのでありますから、これを薬剤師は、調剤、薬品というようなふうに医を除いてしまって、あるいは医薬品並びに農業用薬品と言うてもよろしいのでござりますけれども、農業方面のやつも、特にただいまのお話を聞きましても、あるいは劇毒薬に關係したことに対しても、厚生省と大いに話し合いの上にいろいろやつておられるのですからして、

にまた役所としても農林省と協力いたしまして、こういった農薬による被害が少しでも少なくなるように、ちょうど五月の十五日から一ヶ月間こういったものの被害防止の運動もやっておるし、かねがねの取り扱いについてもいろいろな注意も両省協力してやっておりまして、少しでも被害が少ないよう努めておる次第でございます。

○谷口弥三郎君 ただいまのお話では、かなりその方面には御注意いただいておるようですが、先刻のお話によると、農薬品は個人の方にはやらせぬようなことを言っておられますか、共

品を置いているところがござります。ただここでは調剤をやつていません。何か私もよく知りませんが、第三種といふのですか、いわゆる充薬品等の設備で、あまりこの単協の単位には薬剤師さんがおらないようでございますけれども、その上に御承知の県の段階の県連というものがございます。県連には必ず薬剤師さんがおられて、いろいろなこの面の指導をやっておるよう伺っております。それから実際の防除の際には、薬剤師さん、これは先ほど申しました特定毒物の取り締まり基準

広告をしてはならぬといふようなことがあります。これはやはりアメリカにあたりでも、本日いただきましたこれにも大体出でるようですが、アメリカなどにおきましては、医者でなければ使用されぬような薬品に対しても広告を禁じておる。言いかえれば、この方から申しますと、今回出来ましたこの法律でも、特に医師でなければ使えぬような薬品といふやうなやつは、これは全体に広告を絶対にさせぬよう、普通一般の方がお知りになつても、それはかえつてそのために混乱を超こすというようなことがありますから、

同作業の方面、あるいは農購連と申し

例の中でも、防除に立ち会つて指導でき

医者でなければ使用することのできない

○政府委員(萬田清運君) 大臣からもお話をあると思ひますが、その前に私が申し上げます。まあお話を趣旨は、よく私どもも理解できるつもりでござりますが、医官について考へますと、経済的な側面とそれから保健衛生上の側面と二つの面があるのじゃないかと思います。前者は、要するに企業經營の一つの手段として、自社の製品を相手方にいかによく知らせるかと、これについてももちろん最小限度のいわば費用で相手に知らせ最大限度の経済的な効果、その辺とのからみ合いによつていかなる媒体を使うかということですが、これは合理的な企業經營の立場からおのずからきまつてくる、そういうものだと思うのです。しかし、これも完全な自由にいたしますと、どうと保健衛生上やはり支障を生ずる、そういう観点からいたしまして、従来もたとえは誇大広告等はいけないとか、そういうふうな意見が、これは合理的な企業經營の立場からおのずからきまつてくる、そういうことについては、その意味においてのいわゆる企業經營のいわば自由と申しますか、そういうふうな意見を加えることが適当かどうかなどということについては、その意味においてのいわゆる企業經營のいわば自由と健康衛生上の観点との接觸点をどこに求めるとかということが一つ問題点ではなかろうかと思うのでござります。そないういわば自由を制限をするというのではなく、やはり相当しほられた場合でないと、いろいろな観点から適当でない

う意味において新たに六十七条、八条等の規定を置いたわけでござりますが、これらについては一番初めてに述べて、その辺御趣旨の点はよく私ども理解できるのでござりますが、そいつた両者のからみ合ひといふものの中へやはりこの辺に歸くことが一番適当はなかろうかと、そういう趣旨でございますので、御了承いただきたいと申します。

○國務大臣(渡邊良夫君) なかなかの問題点は、私は經濟上あるいは企画上の自由という問題と、それから保健衛生上、製薬業者のいわゆるあらゆる事物に対するところの取り締まりといふものはなかなか困難であろう。たゞ局長が申されましたように、どこか焦点を置くかといふようなことでございますが、できるだけ私どもはやはら局長が申されましたように、どこというふうな考え方をしていかなければならぬと思っております。電通広告社の調べによりますと、薬の広告といふものは年に百四十二億やつあるそうでございます。それでそれ薬の生産額の九・七%に当たる。これは企業の上におきましてもなかなか易ならぬ私であることであらうと考えらるのでござりますが、ただ私ども制作用の伴うような薬についての説明申し上げましたように、また今し上げました趣旨からして、ごくしられた場合に限つてこういう措置をする根拠の規定を置いたわけでありまして、その辺御趣旨の点はよく私ども理解できるのでござりますが、そいつた両者のからみ合ひといふものの中へやはりこの辺に歸くことが一番適当はなかろうかと、そういう趣旨でございますので、御了承いただきたいと申します。

同じように、その品質、成分の分量、効能効果といふものを十分検討いたしまして許否を決する。そういうようなことをいたしておるのでございます。ただいまのお話は、そういう單純なる製造といふよりも、いわば対症投薬というか、そういうようなことにわたるところ非常に弊害があるのじゃないか、そういうような御心配からの御質問だと思うのですが、もちろんこれはそういうような薬剤師として自己の権限を超越した行為をすることは許されないのでございまして、そういうことについて十分私ども從来もそうございましたが、今後とも取り締まりをはかるべきたい、かように思つております。

○谷口弥三郎君 もう一つお伺いしておきたいのですが、この配置薬品ですか、配置完薬については都道府県の知事がそれがそれの許可をするとかということあります、もしも甲の方がある県で違反を起こして、その営業停止を受けたといつても、ほかの県ではまた同じような販売ができるはせんか。そうすると、あるいは底抜けになつてしまふのではないかと、いう気もいたしますが、それらの点について伺います。

○政府委員(高田浩選君) これは考え方としましては、たとえば普通の店舗を持つて薬品の販完業を行なう場合を考えてみました場合に、私なら私がAの県に一つの店を持つており、それからBの県にも一つの店を持つているという場合に、Aの県で不都合がございまして、かりにそこの店が営業が取り消されたという場合に、当然Bの県も取り消されるかというと、それはまた別であります。Aの県は取り消

合がなれば当然には取り消されない、こういふことに仕組みとしてはなつてゐるわけでござります。それと同じように配置の場合におきましても、かりにAの県で不都合がございまして、その営業が取り消されたという場合に、その人が同じようBあるいはCの県で配置をやつておった場合には、やはりBなり、Cなりの県におきまして不都合があつて、それ相当の処分がなければ、これはそれまで当然にだめになるといふうに考へることは、少しやはりちょっと制度上も行き過ぎじやないかと思ひますし、やはり店舗ごとに問題を処理する、それから配置の場合も県ごとに問題を処理する、こういふような考え方でいるわけであります。

れから車内広告いろいろありますね。

それは一体どのくらいになるか、それをちょっと調べていただきたい。そのことをこの前にお願いしたのでありますから、これは非常に困難なことかもしれません。この際、厚生省として一応全面的に御調査していただきたい、どの程度の範囲に庶民の生活に入っているかということをつかんでおく必要があると思う。その資料を出していただきたい、そうお願いします。

○政府委員(高田浩運君) 今の資料はさつそく調製しましてお出しします。それから大臣からお話をありました百四十二億といふのは、電通が取り扱つたものだけといふ意味ではございません。ほかの関係も総合してということになります。

○委員長(高田浩運君) 速記を落とし

〔速記中止〕

○委員長(高田浩運君) 速記を始め

午後零時三十一分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから再開いたします。

まず、委員の異動を報告いたします。

五月九日付をもって鹿島俊雄君が選任し、その補欠として後藤義隆君が選任されました。報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは午前

に引き続き薬事法案及び薬剤師法案の質疑を行ないます。御質疑のおありの

方は順次御発言を願います。

○坂本昭君 最初に薬剤師法案の第一

条、任務の件についてもう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。第

一条に薬剤師の任務として「調剤、医

薬品の供給その他薬事衛生」というふ

うに出ております。で、薬事法の規定を見ますと、医薬品の製造、この製造に原則がきめられてあります。販売の場合は薬剤師みずからが行なうか、または

管理薬剤師を置いて行なうというふうに原則がきめられています。それからまた

場合もそちらであります。それからまた

は調剤と薬剤を患者に交付する行為も薬剤師の任務であります。なお薬局方の

中には、医薬品の保存方法が規定され

て適正保存が義務づけられてあります。つまり医薬品の保存の管理の任務

を与えられてある。それからまた現行法に基づく薬局の登録基準には、いろ

いろな試験用機器器具を必ず備えつけ

なければならぬという規定もあります。従つてこれらから見ると、薬剤師

には医薬品の純良度を保持するための鑑定その他の化学試験も任務であると

当然考えられます。従つて以上のよう

にいろいろ述べましたが、製造、販

売、交付、保存、管理、鑑定、試験、

「その他」の字句にいろいろ含まれておるという前回説明があつたのです

が、これが今度の言葉の供給——まあ

かしいじやないかという議論も一部に

おいてなされておることは御承知の通

りであります。しかし、薬事衛生といふことは、法律すでに使われておる

ことと、今度ここであげられたことと

同じ意味で使われておられるかと

従来も薬事衛生といふことは御承知の通

りであります。どういうふうに使つておられるか、そ

調製とともに伴う交付を含めた考え方であります。医薬品の供給といふのは、まあ製造、販売、そのいわゆる企業主体として云々ということでなしに、製造、販売の実務という意味で供給といふ言葉を使つたわけであります。そのほかの鑑定、試験、保存の関係は、その他薬事衛生といふ言葉で読みますと、医薬品の製造、この製造に原則がきめられてあります。それからまたは調剤と薬剤を患者に交付する行為も薬剤師の任務であります。なお薬局方の中には、医薬品の保存方法が規定され

て適正保存が義務づけられてあります。つまり医薬品の保存の管理の任務

を与えられてある。それからまた現行法に基づく薬局の登録基準には、いろ

いろな試験用機器器具を必ず備えつけ

すれば、従つてこれらから見ると、薬剤師には医薬品の純良度を保持するための

鑑定その他の化学試験も任務であると

当然考えられます。従つて以上のよう

にいろいろ述べましたが、製造、販

売、交付、保存、管理、鑑定、試験、

「その他」の字句にいろいろ含まれておるという前回説明があつたのです

が、これが今度の言葉の供給——まあ

かしいじやないかという議論も一部に

おいてなされておることは御承知の通

りであります。しかし、薬事衛生といふ

ことは別個に少し明確にしていただきたいと実は思つておつたのですがね。そういうようなものは、一応私どもの考

え方としては、薬事衛生のうちに含まれるという意味での交付といふ意味であります。だから、いわゆる販売授与

の意味での交付といふ意味であれば供

給といふうちにも含まれる、そういうふうに考えております。

○政府委員(高田浩運君) 文付は、い

わゆる調剤に関連しての交付は調剤に

鑑定、試験、これは薬事衛生に入る、

そういう意味ですか。

○政府委員(高田浩運君) 文付は、い

わゆる調剤に関連しての交付は調剤に

入つて、それから、いわゆる販売授与

の意味での交付といふ意味であれば供

給といふうちにも含まれる、そういうふうに考えております。

○政府委員(高田浩運君) 文付は、い

わゆる調剤に関連しての交付は調剤に

入つて、それから、いわゆる販売授与

味と違わないわけでございまして、その範疇は一にすると考えておるわけでございます。もちろんこの薬事衛生といふ言葉を使つたわけであります。もちろんこの薬事衛生と

ございます。それから供給があつて、それにつきも

いうことでは少しどうもろがっこ

のところでおかしいようになります。

が、どうですか、それでいいですか。ま

したつもりであります。(「ちよつとおかしくなる」と呼ぶ者あり)

○政府委員(高田浩運君) 薬事衛生と

いたいこと、あるいは保存、管理、

輸送、試験、これは薬事衛生に入る、

そういう意味であります。

○政府委員(高田浩運君) 薬事衛生と

いたいこと、あるいは保存、管理、

輸送、試験、これは薬事衛生に入る、

そういう意味であります。

○政府委員(高田浩運君) 薬事衛生と

いたいこと、あるいは保存、管理、

輸送、試験、これは薬事衛生に入る、

そういう意味であります。

も、それらを全部包括してこれは公衆衛生という意味に私は使うだと思うのです。そうすると、その中でこの薬事衛生という言葉は、今高野委員が言われた、この化学者としての薬剤師の公衆活動の面、これを総括して薬事衛生といふのがまあ比較的的穩当ではないか。古いこの法規の中などでいろいろふうに使われておつたか、その実例のこまかいことを私は存じませんが、常識的にそろいふうに考へる。そろしますと、今ここで述べた調剤と医薬品の供給、これは比較的明確な点がある。ところが、今の保管だと鑑定だと考へるのじゃないか——私はむしろその他に入つて、同時に総括的に調剤にも入らなければ医薬品の供給の中へも入つてこない、言いかえれば、その他に入るのじゃないか——私はむしろはいふうになつてくると、これは、いわゆる薬事衛生の中に入つてくるのではないかというふうな、ちょっと理解をしたのです。しかしそれにしろその他の仕事が、この任務の中で、どことこに入つておるのかということは、一応明確にしておいていただきたい。

○政府委員(高田浩運君) 先ほどお話をありました、「その他薬事衛生」というのは、製造が伴い、販売取り扱い事業が伴う、その販売事業をする最後の行為は一応その他のところに入るのじゃないかという感じがするのですが、これはいかがですか。

○高野一夫君 これは、私はおかしいと思うので、医薬品の供給ということは、製造が伴い、販売取り扱い事業が伴う、その販売事業をする最後の行為をなすまでの間、保存の義務もあるが、鑑定、試験の義務もあるわけですね。従つて、そういう適正に保存すること、それから十分、試験、鑑定をし、純良な医薬品であるという保証のありました、「その他薬事衛生」というものは、「その他薬事衛生」という意味において、私は高田局長の、その他の薬事衛生といふ意味でございまして、このうちに含めて立案をいたしました。

なお、念のために申し上げておきまではございますけれども、それは供給の最後の行為の段階までの間に起るべき行為で私はあると思う。それだから、供給の中に、それらのものが含まれておる、こういふうに解説せぬとか思ふ。そこで薬事品の販売と製造につきましては、例外はございませんけれども、薬剤師が、あるいは薬剤師を置くことが建前にあります。それから医薬品の販売と製造につきましては、例外はございませんけれども、薬剤師が、あるいは薬剤師の法律上の最もかねがいわゆる薬剤師の職務になるわけです。その他は、薬剤師としてその知識技能を活用してやるべきであるといふふうに考へられるわけでござりますが、それがいるいろいろ多岐にわたりますために、「その他薬事衛生」というふうにいたしたわけでございまして、きわめて言葉が不明瞭なので、この際、実際に薬剤師が行なうところの具体的な仕事が、この任務の中でも、どうしても試験、鑑定、保存といふふうに考へられるわけでござりますが、それらがいろいろ多岐にわたりますために、医薬品の供給といふふうに言葉を分けて言つておる以上、今まで明確にされておつた薬剤師の任務の事項は、やはりどこかに厚生省としての解釈を明確にしておかれが必要があると思う。

○高野一夫君 これは、私はおかしいと思うので、医薬品の供給ということは、製造が伴い、販売取り扱い事業が伴う、その販売事業をする最後の行為をなすまでの間、保存の義務もあるが、鑑定、試験の義務もあるわけですね。従つて、そういう適正に保存すること、それから十分、試験、鑑定をし、純良な医薬品であるという保証のありました、「その他薬事衛生」という意味において、私は高田局長の、その他の薬事衛生といふ意味でございました。それらのものは、やはりこの意味において、私は高田局長の、その他の薬事衛生の中に入るといふふうに私は解釈すべきだ、もしもそうでなければ、当委員会の今抜本委員の質問された行為が「その他薬事衛生」の中に入るといふふうには私は納得できない。

○坂本昭君 これはなかなか専門的な問題になつてきますが、今の高野委員の御説明を聞くと、つまり供給に至るまでのプロセスは、たとえば保存、鑑定、試験、それは全部含めて、この第二条の中の「医薬品の供給」の中に入るわけでございますし、そのほかにございませんけれども、それはどちらかに、供給までの中に今の点が含まれていて、そのためには何かのものはみんな「その他の薬事衛生」全部の中に突っ込んでしまふか、その辺を一つ明らかにしていただきたい。で、ここでいう「薬事衛生」という言葉は非常に広い広範な意味を言つておるのではないですか。そうすれば何かもみんな薬事衛生となるべきではないか、それは確かに私たちは、医薬品の供給といふふうに考へておるわけですが、医薬品の供給といふふうに言葉を分けて言つておる以上、今まで明確にされておつた薬剤師の任務の事項は、やはりどこかに厚生省としての解釈を明確にしておかれ必要があると思う。

○政府委員(高田浩運君) さようですが、そこで明確に「調剤」、それから「医薬品の供給」というふうに言葉を分けて言つておる以上、今まで明確にされておつた薬剤師の任務の事項は、やはりどこかに厚生省としての解釈を明確にしておかれ必要があると思う。

○坂本昭君 そうすると、繰り返してお尋ねしますが、医薬品の供給といふふうに考へておるわけですが、医薬品の製造並びに販売、その二つに限定して解釈すべきであるというわけですか。

○政府委員(高田浩運君) さようですが、私は、医薬品の供給といふふうに言葉を分けて言つておる以上、今まで明確にされておつた薬剤師の任務の事項は、やはりどこかに厚生省としての解釈を明確にしておかれ必要があると思う。

○坂本昭君 さようですが、医薬品の供給といふふうに言葉を分けて言つておる以上、今まで一度その点、厚生省当局の明確な一つ御説明をしておいていただきたい。

○政府委員(高田浩運君) 今高野先生からお話をありました鑑定、試験等について、もちろん製造なり販売なりに付随する場合もござりますけれども、それ単独での鑑定であるとか、試験であるとか、あるいは保存であるとか、ある場合は、これはあり得るわけござります。

○坂本昭君 前の薬事法では「薬事」とは「その他薬事衛生」のうちに入るところは、第二条に定義がつておりますね。「この法律で「薬事」とは、医薬品、用具又は化粧品の製造、調剤、販売又は授与及びこれらに渡すまでの間に、試験、鑑定、保存

んと法規があつて、供血者の比重といふものは一・〇五二以上でなければならぬという、ちゃんと規則がある。その規則があつてそれを血液銀行では採血をしている。にもかかわらず、平均合格率は六二・八%。これはちゃんと基準があつて調べておるはずにかかるから、この六二・八%が、薬事監視員が直接行って直接測定する。合格率は三五・一%という約半分に減る。で、この薬事監視員というのにはんとうの専門家が行けばもつともっと合格率は落ちてくるんじゃないのか。だからこの非専門家と専門家のことは専門家が行つたかどうかはわかりませんが、おそらくこの中でさらにはんとうの専門家が行けばもつともっと合格率は落ちてくるんじゃないのか。

れも足りない。そういう面からいきま
すと、かりに先ほどその他の人た
くは十数ペーセントの人がお
りますが、この人たちはとうていそ
ういう薬事衛生だとか、あるいは無薬局
地区へ転身しようという人とは考えら
れない。だから先ほどあなたの方で
は、薬剤師の卒業生の数を規制する、あ
るいはプランを立てる何かめどがない
ようなふうな話でしたか、ある程度の
めどといものは出てくるんじゃない
ですか。かりに無薬局地区千四百を充
足する、あるいはまた、この薬事衛生
の足りない分を補う、そうすれば少な
くとも卒業生のうちの幾ばくかを、何
年かの計画をもって充てていけば、こ
うした無薬局の市町村、あるいは薬事
衛生の伸びの悪いところに充足はでき
るのではないか。その程度の私は計算
をすべきだと感ず。それがます第一
点。

それからその次は、現段階において

それがわかに卒業生をどうどう、
教育によってどうこうということがで
きないとするならば、国民皆保険の
今日でありますから、若干の強制力と
いいますか、ある程度それを促進する
ために、ちょうど医師の場合に特別な
貸賃制度ができる、あるいはそ
ういうことによってでも、この無薬局地
区を解消する方針を何らか立てるべき
ではないか。今度の場合にはそういう
点が全然欠けている。初めは若干そ
ういうプランも持つておられたかと承
ておりますが、なぜそういう点の前進
二点をお伺いしたい。

○政府委員(高田浩運君) 薬剤師の数

がどの程度必要であり、従つて、どの
程度養成をしなければならないかとい
うことは、お話をようやく、検討され
ば、数としては私はある程度これを見
出しますが、この薬事法のうちににはそ
ういうことが最近においてなされなかつ
たということは、これは大学制度その
ものにも関連していろいろ事情があり
ますけれども、今後の問題としては、
私ども、当然お話をように、検討すべ
き重要な問題と考え、同時に、これが
また、大学制度にも関連をして、大学
制度自体の問題としても考えられな
ればならないというふうにも考えてお
ります。今後その辺については検討いた
たいと思います。ただ、現実の問
題として、無薬局地区の解消の問題と
いうことは、これは経済問題を当然
伴つてくるわけでございまして、それ
から先ほど申し上げました薬事監視員
の定数、採用という問題が関連をして
くるわけでございまして、相対的な數
のバランスの問題以上にいろいろな問
題があるわけでございますので、それ
らも数の問題と別個の問題としても検
討すべき多くの問題を含んでいると思
います。従つて、これらの薬事監視員
の増員の問題については、地方官とその
関連においてさらに一そう私ども中央
官庁としての努力すべき面があると思
います。

それからいわゆる無薬局地区の解消

という意味での、いわゆるそいつた

面につきましては、これは先日も申し

上げたかと思ひますけれども、やはり

これは経済問題を伴う問題でございま
すし、むしろいわゆる強権発動という
形でなしに、本質的にはそれらの地区
における薬局の助成あるいは開設の援

助、そういう面で施策を進めていく
ことが妥当であるというふうな考え方
とともに、この薬事法のうちににはそ
ういう規定は置かなかったのでございま
す。さしひけいわゆる医療金融公庫と
いうようなものの今後の運用について
も十分お話をようやく点に沿うように努
めをして参りたいと思います。

○坂本昭君 何も強権発動をしなくて
も、私は十分、今日の民間の団体は
もつと民主的になっていると思うので
す。むしろその民主的な要求を促進す
るような立法をすればいいので、何も
強権を発動するというような古い形に
よつて無薬局地区をなくすというふう
な、そういうことは私は要らないと思
います。その点は根本的にお考えを直
に必要がある場合」というのは、たと
えば駅の構内の売店でございますと
か、あるいは船の中などでございますと
か、そいつた、地域と離れて特殊の
必要な場所を考えております。

それから前段の、「普及が十分でな
い場合」というのは、これは厳密な意
味で、たとえば何メートル以内云々と
いうことはなかなかこれはむづかしい
問題でございますので、その地域の交
通事情でありますとか、あるいは地
勢、人口の稠密度、そういう点を総
合勘案をしてこれは常識的にきめなけ
ればならないと思うのであります。し
かし、考え方としては、この特例販売
業というのは、薬を特殊の地域で、營
業所を持つた者に取り扱わせるとい
うのが本旨でありますから、そういう特
別の不便といものがない限りは、で
きるだけ考え方としてはしほつていい
く、そういうふうな考え方であることを
一つ御了承いただきたいと思いま
す。

○坂本昭君 つまり、だからきわめて
特殊な場合に限定する。だから一般的
なうるものに特例販売業といった問題も
出てくるのではないかと思ひます。
それで、なあ、その場合に、知事が
品目を指定して与えるということに
なっていますが、この品目の点ですけ
ども、現行法の、従来の三号業者の
実例から見て、これは相当強い作用の
あるような医薬品の指定が行なわれた
り、また、非常に多種類の医薬品を指
定するといふよりなことが私は現実に
起つてくるのではないかと思う。で
実際は、この特例販売業にあづかる人
は全然のしるうとであります。従つ
て、知事の指定に全部をまかせるとい
うことがはたして妥当であるかどうか、
これについてどういう対策を持つ
ておられるか承りたい。

○政委員(高田浩運君) お話をよう

に、現在の法律に基づく、いわゆる三
号業者、四号業者、これの取り扱いに
ついては多少本来の趣旨に沿わない点
があることも私ども認めております
が、これらについては十分検討して参
るつもりでおりますが、もちろんこれ
はこの特例販売業の許可といふよう
な、いわゆる許可行行為については都
道府県知事の固有の仕事ではなくし
て、国から委任を受けて行なう仕事で
ござりますので、これをどういうふう
に行なうかということについては、主
務大臣は当然都道府県知事に対して指
揮監督権があるわけござります。こ
れらは地方自治法によつて担保されて
おりますので、特にここにはこういつ
た規定をおかなかつたわけございま
す。

○坂本昭君 それはしかし、特に知事
から大臣に対し許可を求めるとい
うものではないので、厚生大臣が指定品
目の基準を定めるといふこともでき得
るのではないか、そういうことは

この薬事法の三十五条に、「特例販

売業の許可は、当該地域における薬局

及び医薬品販売業の普及が十分でない
場合その他特に必要がある場合に、」

事務が「品目を指定して与える。」と

○放送監修(高田若熙): これらはなるおつもりはありませんか。

○政府委員(高田浩選君)　これは法律上の実施の段階においては、当然知事に対する指示は大体この範囲といふ。範囲は指示するつもりであります。たゞ、三十条と比較してのお話であろうと田

○政府委員(高田浩運君) 現在、現行法に基づきまして三号業者、四号業者、所によりましては、あるいは五号、六号というふうに分けてある所もございますが、それらについて見ますと、四号、五号、その辺になりますと、いと、医薬部外品によつて今度医薬品からはずれるものを取り扱つてある者が相当多きを占めているのでござい

医薬品の販売業者がいない場所、つまり無薬局地区、医療に恵まれないといふう……、医者でもおれば、これは問題ぬ、それから薬剤師もおらぬ、だからできるだけそういう所には薬種商をあてるよう行政措置をすべきじゃないか。さらにそれは医療金融公庫で薬局を作ることができるならこれにこしたことはありませんが、ただ、そういう場合にも、あなたの方で明確な行政方針を持つていいないと、なかなか

般の医者があり薬局があるそりやう地
域においても、先日局長が言つたよら
な薬品のほかに麻薬関係類まで販売
している、こういう現状だと聞いてみる
とますます私はけしからぬと思うので
す。だから、今坂本委員が言つたよら
に、こういう普及が十分でない特殊な
地域について薬局、薬種商といふ工合
に、いわゆる能力を持つた人を配置し
て、またはその他の必要がある場合と
いう船とか駅とかの場合はどうする
か、こういうことを考えてみると、私は
一連にして國民が医薬品について安心
して使える、安心してその処方によつ
て健康を守っていくといふ基礎が私は
國民自身の中から自覺が盛り上がりつ
くるという状態を厚生行政で作らなければ
ならぬのじやないか。こういうこと
の抜け道を考え、そして前の薬

れども、人命に関するようなものをこしらえて、いかにも知事の権限で品目が勝手に指定してできるような制度を作つてここでやるということは、私はやつぱり納得できませんね。だから、あなたがさつき言われたように、明確に特例販売業については今日の状態はともかくとして、新しい段階——この法律が歩き出すんですから、歩き出す段階としては、人命に関するようないくつかの問題が出て来る。たとえば薬品といふものは、厳密な特にないところに特例を設けて、それも医療、薬局の配置という全国的な無配置地区が千四百もあるんですから、そういうところに配置を進める一つの暫定処置の問題が必要であるがわかりませんが、その他の地区においては、私はやはりこの法律が歩き出すときにはやめる、こういうことの方針がやはり明確に立たなければいけないのでないのではないか、私はそれを強く思つてゐるわけです。だから、坂本委員の今の質問に関連して、この点だけは明確に私はしていたいと思います。医者であり薬剤師であり歯医者である、そういう技術は国民が検定して、そしてやはりよりよい

品目については了承いたしますが、次に新しく医薬部外品の制度ができまして、これに包含される品目が示されておりますが、その品目は従来の三号薬業者、あるいは今回の特例販売業者が取り扱うと予想されるものが大部分であります。ところで、部外品はだれが売つてもいいものでありますから、特例販売業者といったものは必ずしも必要としないのではないかとも考えられます。でも、もちろん医薬品の販売業者の普及が十分でない地域も当然これは生まられてくるだろうと思いますから、そういうふた地域にはむしろこの特例販売業者ではなくて、薬種商をある方がどういうふうにお考えですか。

の結果に付いて自由財界のこのノルマ
に入つていかない面がやはりかなり
あると認められる。今後の問題として
は、この辺さらには現状については相当
厳密な検討をいたしたいと思いますけ
れども、やはり多少はその医薬品も取
り扱うという面は当然出てくると思い
ますが、そこで、いわゆる薬種商との
関係でございますが、もちろんお話を
より、薬種商の方が取り扱い幅員も
多いわけですし、それから薬について
不十分とはいひながらもある程度の知
識や経験を持つておるわけでございま
すから、そういうものが望ましいこと
は当然でございますし、従つてその
業種商等がありまして何ら不便がない
といふような場合には兼販充実は認め
ない、そういうような考え方でござい
ます。

民皆保険の中ででも実施できるように考慮することも必要になつてくるのじやないか。たとえば保険の中でそれを援う、そういうことになれば国民として非常に便利だと思います。だから、そのためにはできるだけ資格のりつばな医師がいなければ薬剤師、薬剤師薬局がなければ薬種商、何かそういうふうな方策をとつて、国民にほんとうに医薬品に困らないよう、病気によつて困らないようにする方法を考えてもらいたい。その点で今薬種商の問題も申し上げましたが、今の皆保険下におけるそうちの取り扱いはいかがですか。

事法を見てもどういう条項はないわけなんだが、そういうことを考えて、そ
うしてその三十五条のよしな格好で、
これだけ見ると、余然知事が勝手にや
れるということになっている。私もそ
うでない一応薬品の問題だから、委託
行為だからということとて、この前はそ
ういう質問をしなかつたんだが、しかし、私はやはりこの際、九万幾らとい
う特例販売業というものに対して、こ
の法律が通ればその委託権限だから厚
生大臣の権限によって処置するとい
ふことを言われるんです。その内容を
私は聞かなければならぬと思います。
配置販売業までは生活の過程に専業に
しておられるけれども、これは兼業で
すから他に販売商品を持つて経営して
おられる方々だから、ここでたとえば
消毒じやなしに殺虫剤であるとかそ
ういふ種類のものならいいでしょうけ

○政府委員(高田浩運君) 社会保険のたなければいけないのではないか、私はそれを強く思っているわけです。だから、坂本委員の今の質問に関連して、この点だけは明確に私はしていたいだきたいと思う。医者であり歯医者である、そういう技術は国が検定して、そしてやはりよりよい国民に対する奉仕、そういうものは私は厳正でなければいけませんけれども、よりよい、厳正にそういう人の技術を上げていかなければならないけれども、そういう上げるということはやはりよりよい社会に貢献するという場をいうものをやはり國が保護して作らなければならぬと思うのです。その精神が忘れられては私はいけないので、いかが。だから、こういう点は、もつと明確に私の御意見を聞かしたいただきたいと思います。

○藤田藤太郎君 ちょっと関連して。
今のは、この前から宿題にしておいた
んだが、この特例販売業の問題につい
ては、ここにある地域でなくとも、一

事法を見てもどういう条項はないわけなんだが、そういうことを考えて、そ
うしてその三十五条のよしな格好で、
これだけ見ると、余然知事が勝手にや
れるということになっている。私もそ
うでない一応薬品の問題だから、委託
行為だからということとて、この前はそ
ういう質問をしなかつたんだが、しかし、私はやはりこの際、九万幾らとい
う特例販売業というものに対して、こ
の法律が通ればその委託権限だから厚
生大臣の権限によって処置するとい
ふことを言われるんです。その内容を
私は聞かなければならぬと思います。
配置販売業までは生活の過程に専業に
しておられるけれども、これは兼業で
すから他に販売商品を持つて経営して
おられる方々だから、ここでたとえば
消毒じやなしに殺虫剤であるとかそ
ういふ種類のものならいいでしょうけ

○政府委員(高田浩運君) 社会保険のたなければいけないのではないか、私はそれを強く思っているわけです。だから、坂本委員の今の質問に関連して、この点だけは明確に私はしていたいだきたいと思う。医者であり歯医者である、そういう技術は国が検定して、そしてやはりよりよい国民に対する奉仕、そういうものは私は厳正でなければいけませんけれども、よりよい、厳正にそういう人の技術を上げていかなければならないけれども、そういう上げるということはやはりよりよい社会に貢献するという場をいうものをやはり國が保護して作らなければならぬと思うのです。その精神が忘れられては私はいけないので、いかが。だから、こういう点は、もつと明確に私の御意見を聞かしたいただきたいと思います。

○政府委員(高田浩運君) 社会保険のたなければいけないのではないか、私はそれを強く思っているわけです。だから、坂本委員の今の質問に関連して、この点だけは明確に私はしていたいだきたいと思う。医者であり歯医者である、そういう技術は国が検定して、そしてやはりよりよい国民に対する奉仕、そういうものは私は厳正でなければいけませんけれども、よりよい、厳正にそういう人の技術を上げていかなければならないけれども、そういう上げるということはやはりよりよい社会に貢献するという場をいうものをやはり國が保護して作らなければならぬと思うのです。その精神が忘れられては私はいけないので、いかが。だから、こういう点は、もつと明確に私は御意見を聞かしたいただきたいと思います。

充実に関連をして、十分な知識を持つて薬を国民に供給する、そういう施設が普及するということは、非常に大切な、重要な問題でございます。私どももそういう趣旨で一面においてそういう施設が、たとえば無薬局地域等に普及をいたしていきますように、今後十分力を施策に注いでいきたいと思います。同時に、保険の面においてこの問題を取り上げていくことにつきましては、まあ現在のところ第一階梯として、いわゆる医療の充実という面が、これは何と言つても第一であることは当然でございますが、それに関連して現在の制度においても、いわゆる保険施設という形において実施をしている面があるでござります。これらの面につきましては社会保障の充実は国民皆保険制度の進展と関連をしてぜひ一つ検討をして参りたいと思います。

それから特例販売業の問題について

ただいまお話をありましたように、現

在のいわゆる三号、四号あるいは五号、六号といつたものについては、かなり

その間に径庭がござりますし、また、こ

れの登録等についての考え方もすつき

りしない面がこれはございまして、そ

ういう意味において現状が満足すべき

状況でないことは御指摘の通りでござ

ります。この点については今回の法律

においてはつきりと「医薬品販売業の

普及が十分でない場合その他特に必要

がある場合」というふうにしはつてい

く考え方というものを法律的にもはつきりいたしましたし、この趣旨に沿つて実際に認める場合においては、薬局

あるいは薬種商等がありますような場

所にダブつてこの特例販売業を認める

というようなことは、もちろんないよ

うに地方を指導監督して参つていきた

いと思います。また、その品目につき

まして、その範囲等、認め得べき範囲

等については、従来における実情等を

いろいろしきりとの人たちにつきまし

て、さらにしきりに検討いたしまして、こ

ういう方針をとつていただきたいと思つて

あります。

お話を品目等についても、どうような考

え方で、品目等についても、十分しほつた考

た考え方で、しかもそれらを概略的に認めるのではなくしに、品目

ごとにその地域の事情等とにらみ合わ

して検討してしほつて認めていく、そ

ういう方針をとつていただきたいと思つて

あります。

なお、現在の既存業者についてはどう

うするかといふ問題もあるかと思いま

すが、これも今申し上げましたよう

に、現状は必ずしも満足すべき状況で

はないと思っておりますし、従つて、

理論的に言えば、これについても相

手縛を経て認めてきた実情でございま

すので、この既得権をこの法律の施行

による筋としては筋だと思うのでござ

りますが、一応とにかく今日まで公に

なつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私は聞いておる。そういう

ことは明確にするということでなければ

は、それはあなた意味ないじやない

ですか。現状特例販売をやつている

所においても、今のような、先日おあ

げになつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私はやはり薬剤師、薬種商です

ね、そういう段階でやはり販売、国民

に医療品の、医薬品の責任を持つとい

う形で私はおやりにならなければ、そ

れはあなたなりが抜けてしまつてく

るが生きこないじやないかといふ

とを私は申し上げているわけです。ま

だまだ薬剤師そのものの身分について

いう現状にあるかといふことをやは

り厳格にお調べになつてそして私は

この処置をせられないと、私はせつか

くこの法律を作られた意味といふもの

が生きこないじやないかといふ

とを私は申し上げています。ま

だまだ薬剤師そのものの身分について

言いますれば、製造業者との関係があ

ります。しかし、私はその問題を、身

分や経済という問題でなしに、厳密な

薬品の人命に関する販売、こういう意

味でこの問題をとらえていきたい、そ

ういうことで申し上げているのですか

ら、今のような単に既得権といふよう

な返事で私はこれを納得することがで

てどういう措置をするか、われわれも

せめて半分くらい納得できるようなお

題をよくつかんでいただいて、そし

てどろいろ措置をするか、われわれも

きませんから、この次の機会までにも

う少し明確に一つその点の客観的な問

題をとらえていきたいと思います。

○政府委員(高田浩運君) そうです。

○藤田藤太郎君 他の業を主として利

益を得、生活をされている、そういう

関係のないようなものを品目をきめ

る、こういうことでなければ私は意味

がないと思うのですね。だから、現行の既得権をそのままにする、その九万とか十万という状況は、やはりやむを得ないと思います。また、その品目につき需要と供給といいましょうか、利益のためにできてきている。これだけ薬剤師の職業をして、そして技術の面からも身分を明確にしてあらためて法律を施行するというときに、薬事法もあわせてそれに関連して施行するといふことにこもつともで、首尾一貫して、ますから、これは一つこの法律が參議院、衆議院で審議されて上がるわけですが、だから明確にその点だけは一つ

まだ、だから明確にその点だけは一つ

ますことになりますと、これはよほどやはり慎重に検討して取り上げるというような点になります

だ、これはこの法律といふ意味でなしに、いわゆる既得権をある意味において取り上げるといふことになりますと、これはよほどやはり考

えてなければならない問題でござります

し、とにかく今まで正当な手続を経ておられる既得権を、考え方を今度の法律においてこういふふうにはつきりし

ますといふと、これはよほどやはり考

えて、この既得権をこの法律の施行

による筋としては筋だと思うのでござ

りますが、一応とにかく今日まで公に

なつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私は聞いておる。そういう

ことは明確にするということでなければ

は、それはあなた意味ないじやない

ですか。現状特例販売をやつている

所においても、今のような、先日おあ

げになつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私はやはり薬剤師、薬種商です

ね、そういう段階でやはり販売、国民

に医療品の、医薬品の責任を持つとい

う形で私はおやりにならなければ、それはあなたなりが抜けてしまつてく

るが生きこないじやないかといふ

とを私は申し上げているわけです。ま

だまだ薬剤師そのものの身分について

言いますれば、製造業者との関係があ

ります。しかし、私はその問題を、身

分や経済という問題でなしに、厳密な

薬品の人命に関する販売、こういう意

味でこの問題をとらえていきたい、そ

ういうことで申し上げているのですか

ら、今のような単に既得権といふよう

な返事で私はこれを納得することがで

てどういう措置をするか、われわれも

きませんから、この次の機会までにも

う少し明確に一つその点の客観的な問

題をとらえていきたいと思います。

○政府委員(高田浩運君) そうです。

○藤田藤太郎君 他の業を主として利

益を得、生活をされている、そういう

関係のないようなものを品目をきめ

る、こういうことでなければ私は意味

がないと思うのですね。だから、現行の既得権をこの法律の施行

による筋としては筋だと思うのでござ

りますが、一応とにかく今日まで公に

なつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私は聞いておる。そういう

ことは明確にするということでなければ

は、それはあなた意味ないじやない

ですか。現状特例販売をやつている

所においても、今のような、先日おあ

げになつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私はやはり薬剤師、薬種商です

ね、そういう段階でやはり販売、国民

に医療品の、医薬品の責任を持つとい

う形で私はおやりにならなければ、それはあなたなりが抜けてしまつてく

るが生きこないじやないかといふ

とを私は申し上げているわけです。ま

だまだ薬剤師そのものの身分について

言いますれば、製造業者との関係があ

ります。しかし、私はその問題を、身

分や経済という問題でなしに、厳密な

薬品の人命に関する販売、こういう意

味でこの問題をとらえていきたい、そ

ういうことで申し上げているのですか

ら、今のような単に既得権といふよう

な返事で私はこれを納得することがで

てどういう措置をするか、われわれも

きませんから、この次の機会までにも

う少し明確に一つその点の客観的な問

題をとらえていきたいと思います。

○政府委員(高田浩運君) そうです。

○藤田藤太郎君 他の業を主として利

益を得、生活をされている、そういう

関係のないようなものを品目をきめ

る、こういうことでなければ私は意味

がないと思うのですね。だから、現行の既得権をこの法律の施行

による筋としては筋だと思うのでござ

りますが、一応とにかく今日まで公に

なつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私は聞いておる。そういう

ことは明確にするということでなければ

は、それはあなた意味ないじやない

ですか。現状特例販売をやつている

所においても、今のような、先日おあ

げになつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私はやはり薬剤師、薬種商です

ね、そういう段階でやはり販売、国民

に医療品の、医薬品の責任を持つとい

う形で私はおやりにならなければ、それはあなたなりが抜けてしまつてく

るが生きこないじやないかといふ

とを私は申し上げているわけです。ま

だまだ薬剤師そのものの身分について

言いますれば、製造業者との関係があ

ります。しかし、私はその問題を、身

分や経済という問題でなしに、厳密な

薬品の人命に関する販売、こういう意

味でこの問題をとらえていきたい、そ

ういうことで申し上げているのですか

ら、今のような単に既得権といふよう

な返事で私はこれを納得することがで

てどういう措置をするか、われわれも

きませんから、この次の機会までにも

う少し明確に一つその点の客観的な問

題をとらえていきたいと思います。

○政府委員(高田浩運君) そうです。

○藤田藤太郎君 他の業を主として利

益を得、生活をされている、そういう

関係のないようなものを品目をきめ

る、こういうことでなければ私は意味

がないと思うのですね。だから、現行の既得権をこの法律の施行

による筋としては筋だと思うのでござ

りますが、一応とにかく今日まで公に

なつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私は聞いておる。そういう

ことは明確にするということでなければ

は、それはあなた意味ないじやない

ですか。現状特例販売をやつている

所においても、今のような、先日おあ

げになつたような種類、まだおあげに

なつてないいろいろな種類がたくさん

あると私はやはり薬剤師、薬種商です

ね、そういう段階でやはり販売、国民

に医療品の、医薬品の責任を持つとい

う形で私はおやりにならなければ、それはあなたなりが抜けてしまつてく

るが生きこないじやないかといふ

とを私は申し上げているわけです。ま

だまだ薬剤師そのものの身分について

言いますれば、製造業者との関係があ

ります。しかし、私はその問題を、身

分や経済という問題でなしに、厳密な

薬品の人命に関する販売、こういう意

味でこの問題をとらえていきたい、そ

ういうことで申し上げているのですか

ら、今のような単に既得権といふよう

な返事で私はこれを納得することがで

てどういう措置をするか、われわれも

きませんから、この次の機会までにも

う少し明確に一つその点の客観的な問

題をとらえていきたいと思います。

○政府委員(高田浩運君) そうです。

○藤田藤太郎君 他の業を主として利

益を得、生活をされている、そういう

関係のないようなものを品目をきめ

る、こういうことでなければ私は意味

がないと思うのですね。だから、現行の既得権をこの法律の施行

による筋としては筋

地方の住民にとって生活の安定につながる喫緊の重要な課題である。しかるに指宿出張所は、終戦後勤労署を経て独立の公共職業安定所であつたところ、昭和二十四年三月の行政機構改革により鹿児島公共職業安定所に吸収され、出張所に格下げとなりこん日に至つては、現在当出張所において取扱う業務量は既設の職業安定所に比較して決して少なくないから、当地方の経済事情その他の特異性を賢察の上、当出張所の昇格並びに頬ヶ町に分院舎と山川町に巡回職業紹介所を設置せられたいとの請願。

第一一九〇号 昭和三十五年四月十九日受理 戰傷病者の医療制度確立に関する請願 請願者 千葉市通田町国立下総療養所内 緑川徳治外十一名

紹介議員 小沢久太郎君 戰傷病者に対する現行医療施設は、まことに不備であつて、極少數の者は未帰還者留守家族援護法により療養を統けているが、他の多くの者は経費自己負担で治療、療養している現状であり、はなはだ遺憾であるから、再発兼病転症者をふくめ、国家補償に基づく全額国庫負担による戦傷病者の医療制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第一二三四一號 昭和三十五年四月二十日受理 酒癖きよう正施設設立に関する請願 請願者 島取原米子市車尾八二五西部民主婦人協議会 内 野々村伊津

紹介議員 中田 吉雄君 国民の飲酒量が多くなるにつれて、いわゆる酒乱及びアルコール中毒患者もいちじるしくふえており、そのため、家庭内の悲劇並びに飲酒上の犯罪事件がひん発している上に、不良化した青少年も、年とともに多くなっている状況であるから、これらの悲劇や事件を未然に予防するために、かれら自身の更生のために、酒癖きよう正施設をすみやかに建設せられたい。また、ある精神病院において入院中の患者の年令層を統計的に調査した結果によると、十五才から二十五才までの年令層の者が患者の三十二パーセントに及んでいた由であるが、これでは日本の将来にとつて暗然たるものであるから、かれらのきよう正と更生のため、酒癖きよう正院をすみやかに設立せられたいとの請願。

第一二五七号 昭和三十五年四月十五日受理 戰傷病者の医療制度確立に関する請願 請願者 千葉市通田町国立下総療養所内 緑川徳治外十一名

紹介議員 小沢久太郎君 戰傷病者に対する現行医療施設は、まことに不備であつて、極少數の者は未帰還者留守家族援護法により療養を統けているが、他の多くの者は経費自己負担で治療、療養している現状であり、はなはだ遺憾であるから、再発兼病転症者をふくめ、国家補償に基づく全額国庫負担による戦傷病者の医療制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第一二三八八号 昭和三十五年四月十一日受理 酒癖きよう正施設設立に関する請願 請願者 島取原米子市車尾八二五西部民主婦人協議会 内 野々村伊津

紹介議員 中田 吉雄君 請願者 北海道帯広市東九条南八丁目 新元田鶴子 第二三九二号 昭和三十五年四月二十一日受理 戰傷病者のための単独法制定に関する請願 請願者 奈良県北葛城郡上牧村内 辻本保 上牧奈良県傷痍軍人会

第一二五六七号 昭和三十五年四月二十一日受理 戰傷病者の医療制度確立に関する請願 請願者 千葉市通田町国立下総療養所内 緑川徳治外十一名

紹介議員 小沢久太郎君 戰傷病者に対する現行医療施設は、まことに不備であつて、極少數の者は未帰還者留守家族援護法により療養を統けているが、他の多くの者は経費自己負担で治療、療養している現状であり、はなはだ遺憾であるから、再発兼病転症者をふくめ、国家補償に基づく全額国庫負担による戦傷病者の医療制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第一二五六七号 昭和三十五年四月二十一日受理 戰傷病者の医療制度確立に関する請願 請願者 島取原米子市車尾八二五西部民主婦人協議会 内 野々村伊津

紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第二三八八号と同じである。 第二三九九号 昭和三十五年四月二十二日受理 戰傷病者のための単独法制定に関する請願 請願者 東京都中野区宮園通り五百七社団法人日本結核療養所等を公的医療機関に認定するの請願

第一二五六六号 昭和三十五年四月二十一日受理 戰傷病者の医療制度確立に関する請願 請願者 千葉市通田町国立下総療養所内 緑川徳治外十一名

紹介議員 小沢久太郎君 戰傷病者に対する現行医療施設は、まことに不備であつて、極少數の者は未帰還者留守家族援護法により療養を統けているが、他の多くの者は経費自己負担で治療、療養している現状であり、はなはだ遺憾であるから、再発兼病転症者をふくめ、国家補償に基づく全額国庫負担による戦傷病者の医療制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第一二五六七号 昭和三十五年四月二十一日受理 戰傷病者の医療制度確立に関する請願 請願者 島取原米子市車尾八二五西部民主婦人協議会 内 野々村伊津

紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。 第二三九九号 昭和三十五年四月二十二日受理 戰傷病者のための単独法制定に関する請願 請願者 東京都中野区宮園通り五百七社団法人日本結核療養所等を公的医療機関に認定するの請願

第一二五六七号 昭和三十五年四月二十一日受理 戰傷病者の医療制度確立に関する請願 請願者 千葉市通田町国立下総療養所内 緑川徳治外十一名

紹介議員 小沢久太郎君 戰傷病者に対する現行医療施設は、まことに不備であつて、極少數の者は未帰還者留守家族援護法により療養を統けているが、他の多くの者は経費自己負担で治療、療養している現状であり、はなはだ遺憾であるから、再発兼病転症者をふくめ、国家補償に基づく全額国庫負担による戦傷病者の医療制度をすみやかに確立せられたいとの請願。

第一二五六七号 昭和三十五年四月二十一日受理 戰傷病者の医療制度確立に関する請願 請願者 島取原米子市車尾八二五西部民主婦人協議会 内 野々村伊津

昭和三十五年五月十三日印刷

昭和三十五年五月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局